

児童福祉法に基づく「小児慢性特定疾病指定医」の更新申請のご案内

「小児慢性特定疾病指定医」の有効期間は、指定を受けた日から5年間です。引き続き指定を希望される場合は、更新申請書を電子申請または送付いただきますようお願いいたします。

1 令和7年度の更新対象者

主たる勤務先の住所地が、富山市を除く富山県内であり、かつ、富山県が指定した「小児慢性特定疾病指定医」のうち有効期間の終期が令和7年4月30日から令和8年3月31日までの方

2 更新申請の受付

有効期間終了日の2か月前から3週間前までに更新申請書を**電子申請**または送付してください。

例) 有効期間の終期が令和7年5月31日の場合

電子申請、郵送とも 令和7年3月31日～令和7年5月17日

※有効期間の終期を過ぎて申請された場合、新規申請の扱いとなります。

(医師免許証の写し、専門医資格証明書の写し等の添付が必要)

3 指定医の種類と必要書類

小児慢性特定疾病指定医の種類と要件 (指定医番号 10 桁のうち上 5 桁)		更新申請に必要な書類等
指定医番号 (16011) 専門医資格により指定医の指定を受けている場合	① 小児慢性特定疾病指定医 更新申請書(様式第4号) ② 小児慢性特定疾病指定医指定通知書の写し (専門医資格については、新規申請時に確認済みのため不要です。)	
指定医番号 (16021) 研修修了により指定の指定を受けている場合	① 小児慢性特定疾病指定医 更新申請書(様式第4号) ② 小児慢性特定疾病指定医指定通知書の写し (指定医研修は、新規申請時等に受講済みのため再受講は不要です。)	
専門医資格による指定医への変更を希望する場合	① 小児慢性特定疾病指定医 更新申請書(様式第4号) ② 専門医に認定されていることを証明する書類の写し (更新申請日時点で有効期間内であるもの)	
指定医の更新を希望しない場合	小児慢性特定疾病指定医辞退届出(様式第5号)	

注) 氏名、医籍登録番号及び医籍登録年月日に変更がある場合は、医師免許証の写し
(医師免許証の写しで氏名の変更が確認できない場合は、戸籍抄本等氏名の変更が確認できる書類の添付が必要です。)

<留意事項>

- ・各種様式は、富山県のホームページからダウンロードできます。
(<https://www.pref.toyama.jp/120501/kurashi/kenkou/iryou/s-iryoushien/iryokikan/kj00010187-010-01.html>)
- ・電子申請は、下記から行うことができます。
お手元の指定医通知書をスキャン等して、ファイル化して添付してください。
(<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelec>)
- ・更新申請書に添付する指定通知書を紛失された場合は、再交付の手続きが必要です。健康課へ連絡をお願いします。



富山県 HP



電子申請

4 氏名、連絡先、主たる勤務先等の変更

氏名、連絡先、勤務先等に変更が生じた場合は、申請書のチェック欄に☑を付して、変更前の記載を2重線で消し、正しい内容をご記入してください。

【参考】

複数の医療機関で勤務する場合

指定医の指定は、医師が医療意見書を作成する主たる勤務先の医療機関が所在する都道府県等が行います。令和4年4月1日から小児慢性特定疾病指定医の申請先が一元化されました。申請先は、主として診断を行う医療機関のある自治体1か所だけになります。

現在記載してある「主たる勤務先の医療機関」以外で医療意見書を作成する場合は、「医療意見書を作成する可能性のある医療機関」の欄に追記し、チェック欄に☑をつけてください。

5 その他（小児慢性特定疾病指定医研修）

新規に小児慢性特定疾病指定医を申請する際の専門医資格をお持ちでない場合の研修は、e-learning となっています。受講を希望の方は、小児慢性特定疾病指定医研修サイト (<https://www.sdtweb.jp/>) にアクセス後、以下の手順で指定医を申請してください。

- 1) アカウント、パスワードを作成、ならびに修了証発行のための情報（医籍登録番号及び申請先の自治体名（富山県（富山市以外の自治体））の登録
- 2) e-learning 講義の受講、及びテストの実施（2講座以上が必須）
- 3) 修了証を印刷
- 4) 健康課に他の必要書類と合わせて提出

6 申請書等提出先・お問い合わせ先

〒930-8501（住所不要）

富山県庁健康対策室健康課 健康増進・歯科保健担当

「小児慢性特定疾病指定医更新」

電話 076-444-3238